

司法省出仕までの松岡康毅について

松原 太郎

はじめに

令和五年（二〇二三）は、関東大震災発生から百年を迎えた。第二代校長、初代学長、初代総長として日本法律学校から日本大学へと変化を遂げた三十年間を牽引し続けた松岡康毅（以下、康毅とする）は、関東大震災で被災し死去したので没後百年となる。本学では、これまで康毅について調査、研究は進められていないものの、学祖や創立者たちほど資料収集や分析が進んでいないのが現状である。令和五年度、『日本大学大学史ニュース』及び日本大学会館二階での展示で康毅を取り上げたが、紙幅の制限もあったので、今回は康毅の前半生について、これまでの本学刊行物で取り上げられていない事柄などをまとめていきたい。

まず、これまでの康毅に関する資料・論文について整理している。康毅については、昭和九年刊『松岡康毅先生伝』¹（以下、『松岡伝』と表記）が最も古く、最も詳しい伝記である。その序文によると、康毅死後、伝記編纂を子息均平に願い出たが許されず、遺稿中の漢詩若干が上梓された（『退堂遺稿』²のこと）。その後均平に伝記刊行を再三お願いしたところ、編纂者は同郷の少

数縁故者のみ、貴顕要人の名を借りず、また文章の士を招聘せず、故人の性行を偏りなく記すことなどの条件をもって了承された。これにより、徳島県出身者が伝記編纂委員会を組織し、没後十周年を迎えるにあたり、昭和九年（一九三四）、漸く刊行された。³

昭和二十七年、民法典論争研究で著名な星野通の「旧民法典と松岡康毅の身分法論」⁴では、法律取調委員となった康毅が提出した文章を旧民法典法理との関連で分析し、その進歩的法思想が紹介された。また、学内では昭和三十五年に山主政幸が「松岡康毅と日本大学」⁵を発表し、康毅が影響を受けた儒学と法思想の関係について論じられた。この二つの論文は『松岡伝』掲載資料を引用しており、新資料は用いられていなかった。その後、昭和三十八年に『日本大学初代総長 松岡康毅先生関係文書』が日本大学法学部によって刊行された。これは、康毅宛書簡と子息均平宛書簡の翻刻で、ほとんどが明治三十年代以降の資料である。昭和三十七年三月、高梨・山主両教授が鎌倉の松岡邸を訪ねて資料閲覧および令孫康光氏から話を聞いたとあるので、このとき閲覧した

松岡家所蔵書簡を翻刻したと考えられるが、詳細は不明である。⁷⁾

昭和三十七年、沼正也「松岡文書を通じて見た旧民法草案取り調べの一断面」⁸⁾は、その後の松岡研究に大きな影響を与えた。沼氏が所蔵する松岡文書とは康毅の日記のことで、『松岡伝』でも引用されていない時期の日記であった。再びこの日記が注目されたのは、昭和五十八年に康毅令孫の松岡康光氏を招いて開かれた康毅に関する座談会であった。⁹⁾この座談会には、高梨公之教授、歴史家荒木治氏の他に、沼正也氏が参加した。おそらくこの座談会が契機となったと考えられるが、所蔵者である沼氏の承諾を得て、日本大学大学史編纂室より『松岡康毅日記』（第一巻～第五巻）¹⁰⁾が刊行された。ただ、この日記は判読困難な箇所が多く、さらなる考証が必要となり、精神文化研究所の学祖研究の一端として再度解読と考証が進められ、平成十年に日本大学精神文化研究所研究叢書六として『松岡康毅日記』が刊行された。¹¹⁾この書の刊行に携わった高瀬暢彦氏、新井勉氏、末澤国彦氏は、相次いで康毅に関する論考を発表された。なかでも日本大学図書館に所蔵されている松岡康毅関係資料のうち、立法関係資料を翻刻した「松岡康毅資料」(一)～(六)、¹²⁾明治十九～二十一年の欧州滞在時記録である「松岡康毅『雑記』」(一)～(二)の¹³⁾翻刻作業により、松岡康毅関係資料の公開が進められた。

また、徳島県東大会（現・東京大学徳島県人会）の石井正則氏が『天命の人 松岡康毅 ―近代司法の先達・日本大学初代総長の生涯―』¹⁴⁾を出版して徳島県下の地域図書館などに寄贈されたこ

とにより、徳島でも再び康毅が注目されることとなった。

このように、近年、康毅資料の翻刻や研究が進められ、明治中期以降の康毅の事歴がかなり明らかとなった。一方で、司法省出仕までの康毅については、『松岡伝』の記述が頼りで、新資料の発掘には至っていないかった。本論考では、康毅の郷土である徳島県で得た康毅に関する資料情報を中心として、司法省出仕までの康毅と同じく司法省に出仕した兄康孝について検討していきたい。

松岡康毅の略歴

まず『松岡伝』に掲載されている内容で康毅の履歴を紹介していこう。松岡康毅(まつおか やすこわ)【①】は弘化三年(一八四六)、阿波国板野郡七条村(現・徳島県板野郡上板町)に松岡佐左衛門康吉の四男として誕生した。松岡家は蜂須賀家中老長谷川家譜代の家臣で、蜂須賀家の阿波転封に伴い、阿波国で帰農した【②】。父康吉は三木廣之丞の二男で、松岡安兵衛康春の娘春子の入婿として松岡家を継いだ。長兄邱之輔は康吉の家業を継ぐが明治元年(一八六八)四月に死去。次兄喜代蔵は同族の多田氏の養子。三兄康孝【③】は剣術の才能に恵まれ、江戸の千葉周作の門に入った。長兄死後、実家に帰り家業を継ぐ。明治四年(一八七二)、康毅が司法省に出仕すると同じく上京して司法省に任官した。明治十六年、静岡始審裁判所長となるが病のため死去した。弟は五郎、六郎の二人で、五郎は夭折し、六郎は米留学して日本郵船会社で働き、後に化学工業の研究に転じた。姉は一

人、妹は二人のため康毅は九人兄弟であった。

康毅は、安政五年(一八五八)十三歳のときに書籍閲覧と勉学修業のため、徳島市福島町の長谷川家に寄寓し、長谷川貞誠の傳役となる一方、同家所蔵書籍を閲覧して勉学に励んだ。文久元年(一八六一)には、幕府儒員若山勿堂に従って江戸で遊学。その後、大坂に出て藤澤東暎、南岳に師事した。

明治元年(一八六八)、父、長兄が相次いで死去した康毅は徳島の実家で家政に従事した。明治二年には藩主蜂須賀茂韶に政治上の意見を上呈し、これが認められて翌年徳島藩の文学復読方に任ぜられ、同年五月には公務方応接役も兼任することとなった

④。

明治四年の廃藩置県後、八月より司法省に出仕した⑤。その後、東京裁判所所長、司法大書記官を経て明治十九年、裁判実務調査のため欧州を視察した。このとき、ドイツに留学していたのが、のちに日本法律学校創立者となる宮崎道三郎たちで、創立者の平島及平は康毅の通訳として渡欧した。康毅は、東京控訴院長、検事総長を歴任した後、明治二十六年、日本法律学校第二代校長に就任。翌年には内務次官となり、明治三十九年、第一次西園寺内閣で農商務大臣就任、大正六年には男爵が授けられた。大正九年(一九二〇)、日本大学は大学令による認可を受け、大正十一年に日本大学総長に就任。大正十二年九月、関東大震災で葉山の別邸が倒壊し七十八歳で死去した。

以上が『松岡伝』に記載されている康毅の略歴である。なお、

この略歴中【】にある①～⑤の事績について、この後、個別に検討していきたい。

① 松岡康毅の読みについて

松岡康毅の名前の読みについては、人名辞典などでは「やすたけ」と記されているのが一般的であるが、本学では「やすこわ」と呼称している。この根拠のひとつが、昭和五十八年(一九八三)、康毅令孫の松岡康光氏(元日本大学生産工学部教授)を招いた座談会である。康光氏は関東大震災のときに中学二年生で、生前の祖父康毅を良く知っており、この康光氏が「『やすたけ』と人さんはおっしゃるけれど、あれは犬養毅(こわし)の『毅』ですから、本当は『やすこわ』なのです」と語っている。続けて、高梨公之教授(当時日本大学国際関係学部部長、後に第七代総長)も「これは、お教えを受けてから二十年間、事あるごとに宣伝しています。」と「やすこわ」という読みを広めていることを伝えている。この発言の通り、本学で「やすこわ」と呼ぶようになったのはそれほど古くはないようで、昭和三十五年(一九六〇)の論文、山主政幸「松岡康毅と日本大学」¹⁹⁾には、「やすたけ」とルビが付されている。

この令孫の発言を受けて、本学では「やすこわ」と表記しているのだが、他にも国立公文書館所蔵の「枢密院高等官転免履歴書(大正ノ二)」に康毅が記載されているが、姓名欄には「ヤスコワ」というルビが付されている²⁰⁾。この履歴書は康毅死去直後に作られ

たが、他の履歴書にはあまり付されていないルビがあるので、履歴書作成当時から読み方にはすでに混乱があったことがうかがえる。

② 松岡家の出自について

松岡家の出自については、農家、武家の二つの記述がある。代表的な記述は『松岡伝』に「先生の先考佐左衛門君に至るまで、累代農耕を以て業となせり」とあるように江戸期は代々農家であったという記述である。ただ、同書には「松岡氏は長谷川家譜代の家臣にして、その地方に於ける中流の農階級に属し、農にして士なり」とあるように、曖昧な記述も確認できる。また、『日本大
学百年史』²²⁾では、「徳島藩中老長谷川家の家臣松岡佐左衛門康吉の四男」というように、徳島藩士の家系と記述されている。²⁴⁾このように松岡家の出自について不明確な点があるのは、徳島藩特有の身分制、土地所有制度と主君長谷川家の衰退が少なからず関係している。順を追って見ていこう。

松岡家の祖である松岡新左衛門は、尾張国に生まれ、蜂須賀家の家臣長谷川家に仕えた。天正年間に蜂須賀家の阿波転封に伴い、長谷川氏に従って阿波に移住した。²⁵⁾この後、松岡家は帰農することになるのだが、問題はいつ帰農したかということである。『松岡伝』には「後感ずる所あり、甲を解きて致仕し、板野郡七條に隠る」とある。普通に読めば、阿波国に移住してはどなく新左衛門が致仕して帰農したと受け取れるのだが、一方で主君であ

る長谷川氏の衰退が原因である可能性もある。そこで、松岡家の主である長谷川家についても見ていこう。

徳島藩には長谷川家が複数存在したが、江戸後期に中老で、福島町（現徳島市福島）に居宅があった長谷川家は一つしかない。

この長谷川家の初代は長谷川伊豆貞安で、阿波入国後三〇〇〇石、後に五〇〇石加増され、徳島藩で家老を担った家柄である。²⁷⁾

長谷川伊豆から七代目にあたる長谷川越前貞雄は、明和二年（一七六五）に仕置職を解任され、閉門を命じられた。これは、七代藩主蜂須賀重喜の行財政改革に対立した家老の処分で、息子である貞幹が五〇〇〇石を相続した。しかし、八代貞幹、九代貞行もそれぞれ職禄を召し上げられ、十代貞順に至っては中老格に降格となり、知行高も一〇〇〇石に減封された。²⁸⁾これは寛政十二年（一八〇〇）のことであるが、九代貞行まで長谷川家が担っていた「原土」「郷鉄炮」の管理をも解かれている。

「原土（はらし）」とは郷士の一種で、原野の開拓に浪人をあてて治安対策及び緊急時の動員戦力として制定された。²⁹⁾長谷川越前貞恒（長谷川家二代）が藩主に命じられてつくった制度で、以後、九代貞行までこの原土の管轄は長谷川家が代々担った。「郷鉄炮」は国境守備、または山岳地帯不穩の取締りの目的をもって派出した屯田兵で、郷中居住の御鉄砲の者という意味である。このうち、御家老御組付郷鉄砲は、家老の知行地に配置し、その知行地の治安の威力となるもので、有事には補充兵として召集を受けた。³⁰⁾これら「原土」「郷鉄炮」などのいわゆる在郷武士階層が

徳島藩では複雑多岐に存在しており、松岡家もその階層にあたる。

このように長谷川家が五〇〇〇石から一〇〇〇石に減封された際、「原土」「郷鉄炮」などの管理を解かれたのだが、家老長谷川家には従来からの家来である譜代家来も存在した。譜代家来は、数代扶持支配を受けて召し抱えられているもので、郷住のものを指すのだが、松岡家はこの譜代家来であったと考えられる。ちなみに、昭和三年刊行『阿波人物鑑』松岡康毅の項には、松岡家は「其土地に於ける中産階級の農家で且田舎士族の家らしく士兼農と云ふ階級のやうであつた」「苗字帯刀御免の家柄」と記されている。³¹この記述がどこまで信用できるかという問題はあるが、康毅が明治初年に徳島藩庁に出仕することができたのも、在郷の「士兼農」という家柄だったことも幸いしたのであろう。

徳島藩は幕末まで地方知行制が色濃く続いた藩である。地方知行制とは大名から藩士に地方(百姓付きの土地)で充行われた知行形態で、主に上・中級藩士に充行われた。³²一方で大名が領地・農民を直接支配して家臣に禄高に応じた蔵米を支給する制度を蔵米知行制と呼ぶが、地方知行の方が支配地住民と地域領主の結びつきが強い。

『松岡伝』には、安政五年(一八五八)「書籍借覧依頼のため、生家の旧主たる長谷川中老の門を叩き…」とあるように、長谷川家を「旧主」と記していることから、少なくとも康毅の時代には、長谷川家との主従関係は無くなっていたと『松岡伝』筆者は考えたようである。

『別冊 徳島県歴史人物鑑』の長谷川家の項には、「長谷川家は城番役が与えられなかつたので家臣が少なかつた。そのため二代の貞恒のとき原土制度を編成し、在郷藩士である原土は長谷川家の配下に置いている。またその知行地に多くの譜代家来を置いていることも注目される」³³とあり、長谷川家がその知行地に多くの譜代家来を置いていたことを記している。そこで気になるのが、はたして松岡家のある七条村に長谷川家の知行地があつたのかという点である。試みに明治初年の長谷川家の知行地を確認したが、松岡家がある七条村は含まれていなかった。³⁴中老格に格下げされる前の寛政十二年以前は、おそらく七条村にも長谷川家の知行地があつたと考えられるのだが、徳島藩関係の資料を十分に閲覧できていない筆者は、現在まで確認できていない。今後の課題である。

以上の事を踏まえて松岡家を考えるならば、長谷川家の家臣であつた初代松岡新左衛門は、徳島転封後に七条村で帰農した。長谷川家が「知行地に多くの譜代家来を置いて」いたことを踏まえると、松岡家の居住する七条村には、長谷川家の知行地があつた可能性がある。家老から中老に降格された寛政十二年、五分の一に石高を減らされた長谷川家は七条村の所領を失い、このとき松岡家が長谷川家から所領を与えられていたかどうかはともかく、長谷川家との地縁が切れた。このように考えると、安政五年(一八五八)、書籍借覧のため長谷川家に寄寓した康毅の行動は、二百年前の主君という薄い関係を頼った行動ではなく、五十年

前までは土地の繋がりがあった長谷川家への寄寓ということとなり、それほど不自然な行動ではなくなるであろう。

このように長谷川家が中老となった時点で松岡家との関係は希薄となったと考えられるので、少なくとも前掲した『日本大学百年史』の「徳島藩中老長谷川家の家臣松岡佐左衛門康吉の四男」という表現は不正確であろう。いずれにしても、松岡家を調べるには、主君である長谷川家に関する資料も併せて確認する必要があるが、徳島県の資料所蔵機関では確認することができなかった。徳島藩政資料は国文学研究資料館等にも所蔵されているので、今後、継続して調査を進めていきたい。

③ 兄康孝について

康毅の三兄である康孝（やすたか）は、康毅とともに司法省に出仕した人物であるが、その略歴についてはこれまでほとんど判明していなかった。山主政幸は、この康孝から康毅は大きな影響を受けていると思われるが、資料がないと記している³⁶。徳島県立文書館所蔵資料の中には、康孝夫人の実家である渡辺家文書という資料群がある。その中に松岡康孝・康毅関係書簡があることがわかり、当課（旧大学史編纂課）で平成二十五年（二〇一三）から、三回に分けて撮影した³⁷。いずれ翻刻を掲載したいと考えるが、今回は康孝の事績でこれまで大学史では語られていなかった部分を中心に紹介していく。

康孝は、明治元年（一八六八）、父佐左衛門、長兄邱之輔の死

去に伴い、徳島に帰郷して家業を継いだ。『上板町史』下巻には、地域の製糖家の名前が村ごとに記されているが、松島村七条に屋号「山が屋」として「松岡康孝」の名前が記載されている³⁸。明治元年から数年間は康孝が家業である製糖業を継いでいたことを示しているが、この頃の康孝の近況を『阿波人物鑑』では、康毅の父佐左衛門と康孝を良く知る人物からの情報提供であるとして、以下のように紹介している。

松岡康毅氏と其兄康孝氏とは性質全然相違し、康孝氏は八方美人の才子肌なるに反し、康毅氏は無愛想で寡言で一笑だも苟くもせなんだ。兄弟兩人とも阿波にある中は父に従ひ屢々砂糖問屋なる船場町の中一商店へ出入したのであつた。ソシテ兄の康孝は商取引の暇には店頭で読書を為すを常としたが、其書冊を読む時は、頭を左右に振りつゝ、黙読したので當時中一の店員は勿論、一般の人々は之を目して「松岡のでこ読み」と呼び笑話の一として居た程である。（中略）兄の康孝氏は明治初年砂糖売買に失敗し夜抜け同様に徳島を去つた（中略）其後数年を経て松岡康孝なる名前の人が山梨県で十六等出仕といふ役にあることが知れた³⁹。

（句読点、傍線及び「」（ ）は引用者が付した。以下の引用資料も同様）

康毅と康孝の気質の違いなどが読み取れて興味深い内容である。

これを読むと、兄康孝は家業の砂糖業に失敗して徳島を去り、数年後に山梨県官吏になったとされている。そして、この康孝が山梨県に出仕した頃の書簡が徳島県文書館に所蔵されているので次に紹介する。

一書呈上仕候、嚴暑之節ニ御坐候得共其御地

貴家益御清安可被為居候義奉遠察候、次ニ愚弟も已来無恙今月上旬より甲府縣え罷越當時爰元ニテ判任出仕少属相当其職務聴訟掛、尚此上は屹ト尊藩之名義ヲ以他所ニおるても相示し申度、且又皇国之御為第一ト奉存候事ニテ勲功之廉は後便ニ追々申上度心得ニ罷在候、此段御承知可被下候、

一、今日御藩より御飛脚到来、然ル処籠屋町多田喜代蔵より申来候義ハ縁組之届ニ付貴家より双方頼立可仕候様被仰聞候旨拝承罷在候、然ル処愚弟義も只今之掛ニては何時帰藩とも相定り不申何連とも勲功相顕れ候得は、其節ハ一應罷帰り愉快之御嘶等も仕度存候得共、先夫迄は何様遠路之事故時々御談話等も不相成彼是御心配のみ相掛候得共御高免可被下候、此度当地江罷越当縣之官人ニ相成候段、則御藩兵隊も居合之事ニテ其折柄如此相成候段、諸人目ヲ驚し候様之義ニ御座候間御安心可被下候、余は其中当地兵隊も来月中には帰藩相成候間、愚弟之様子も御聞合可被下候、乍然思ふままに相叶不申ハ一人之事ニテ夜分殊之外さみしきは御推察可被下候、誠ニ其折ニ思出し彼人ハ如何相暮し候やとはのみあんじ居申事、

皆、さまざま不悪御推量可被為候、扱右頼立方多田喜代蔵へ御申聞之上早々御運び可被成下候、余は後便迄申留候、頓首再拜

五月廿五日

康孝

蔵太郎様

二啓申上候、加古先生え是迄書状呈上不仕候段、宜敷御挨拶可被下候、其已来彼是御無音漸此節居處等も相定り掛夫々付意外之事ニ御座候趣御伝言可被下候、此度御飛脚も至急之事ニテ不取敢右様迄、不備
又此書状御他見御無用々々^①

これは康孝の夫人となる才の親族である渡辺蔵太郎宛の松岡康孝書簡で、康孝が甲府県で聴訟掛になったことが記されている。甲府県は明治四年十一月に山梨県となるが、本書簡には甲府に徳島藩兵が来ていることも触れているので、明治四年五月二十五日付の書簡である。^③

聴訟掛は地方における裁判事務を担当する職で、同年七月、民部省廃止に伴い大蔵省、のちに司法省に引き継がれた。よって、康孝はまず山梨県吏員として出仕したが、地方の裁判事務が司法省に引き継がれたため、弟康毅と同じ司法省に出仕することとなった。^④なお、渡辺家文書No.一一〇には「舎弟康毅儀先月廿日司法省七等出仕被仰付、拙者儀も今月三日司法省十等出仕にて東京裁判所聴訟掛被仰付候間右御吹聴申上候」とある。^⑤康毅が司法省七等

出仕となるのは明治五年九月二十日のことなので、康孝は明治五年十月に司法省十等出仕になったことがわかる。「司法省沿革略誌」には、明治五年九月に山梨裁判所、十月に山梨裁判所管内谷村区裁判所を置くとのため、山梨裁判所設置に伴い、康孝は山梨県吏員から司法省出仕となったのであろう。

康孝が山梨県で聴訟業務を行っていた明治五年八月、大小切騒動という農民一揆が発生した。これは、大小切税法の廃止を山梨県が通達したことによる農民の反発であるが、この事件に康孝は巻き込まれる。大小切税法廃止に反発した農民らの一揆はすぐに鎮圧され、主犯格の処罰が行われた。しかし、その後、明治六年六月、大小切騒動の受刑者など三十二人が脱獄し、報復のために土肥県令宅を襲撃した。すでに土肥は他へ転任していたのだが、



松岡康孝

この官舎に住んでいたのが松岡康孝であった。康孝はとくに負傷しなかったようだが玄関や門戸などが打ち壊されている。⁴⁷

その後の康孝の経歴は、明治七年司法省権大解部、明治九年一級判事補、明治十一年松本裁判所判事、明治十二年大審院判事、明治十四年静岡裁判所長を経て、明治十五年に静岡始審裁判所長となり、明治十七年六月九日に死去した。⁴⁸ 康孝死去後、妻才と長男乾三は才の実家である徳島県の渡辺家で生活し、次男坤六は康毅が養育した。才の死去後は乾三も康毅が養育したようである。⁴⁹

このように、司法省に出仕した康孝は、弟康毅にとつて最も近い兄弟であった。当課には、康毅が旧蔵していたアルバムが保管されているが、その中に康孝の写真が確認できた。⁵⁰ 今後は徳島県立文書館渡辺家文書に収録されている松岡康孝・康毅関係書簡の分析を進め、この兄弟の関係性についてさらに検討していきたい。

④ 康毅の徳島藩出仕について

康毅の前半生で大きな節目は、徳島藩出仕と司法省出仕であるが、これについてはあまり資料が残されていない。『松岡伝』年表部分に記された徳島藩時代の転任記録は以下の通りである。

明治三年 一月二十三日 徳島藩文学復読方

三月 讃岐金陵四州会員（六月帰藩）

五月二十五日 公務方応接役兼文学復読方

八月 十七日 民政局検事助役

十月 九日 徳島藩少属、東京藩庁詰
 明治四年 五月 一日 徳島藩権大属⁽⁵¹⁾

康毅が最初に勤務した「文学復読方」とは、恐らく幕末の学問所素読方と同様の職掌であろう。学問所は徳島藩の藩校で、寛政三年（一七九一）四月創立、寛政十二年に寺島本町に移転した。明治二年長久館が開設されるにあたり西丸へ移された⁽⁵²⁾。『松岡伝』の年表には松岡が「藩校長久館二通学ス」とあるが、正しくは学問所である。

ただ、康毅は江戸の長久館で学んだ形跡はある。文久元年（一八六一）、幕府儒官の若山勿堂に従って江戸に東上した康毅は、このとき長久館で学んだと考えられる。江戸の長久館は文久三年、藩士が徳島に帰るに及んで廃止された⁽⁵³⁾とのことで、康毅の履歴である文久三年「大坂藤澤昌蔵（東咳）氏家塾二入ル」という時期と附合する。江戸長久館閉鎖という事象も、康毅を大坂へ向かわせた理由の一つとも考えられる。

徳島の学問所で素読方を勤めていた人物が米本徳次郎である⁽⁵⁵⁾。『松岡伝』には、「当時先生（引用者注・康毅のこと）は貞誠氏の師、藩儒米本徳次郎氏が、貞誠氏に対して講ずる所の経史を傍聴するを例とせしが、先生の一を聴きて十を知るの聰慧は、日ならずしてその専ら教を受くるの貞誠氏を凌駕し、同家の人々を驚嘆せしめたりと云ふ⁽⁵⁶⁾」と記されており、長谷川貞誠とともに康毅が学問所で学んだことを示している。

この米本徳次郎は、明治二年（一八六九）に職を辞している

が、翌年正月、康毅は文学復読方に就任している。康毅の徳島藩への出仕については、明治二年、藩知事に上呈した政治上の意見が認められたためとされてきた⁽⁵⁷⁾が、現在までその意見書は確認されていない。康毅が採用された今ひとつの理由として、同じ職務であった藩儒米本徳次郎の推薦もあったのではないか。米本徳次郎は明治二十五年に七十五歳で死去したが、徳島市八万町の竹林にある墓には康毅撰文の墓碑銘がある⁽⁵⁸⁾という。墓碑銘を記すほどの繋がりが米本と康毅にあったと考えられよう。

明治三年三月の金陵四州会員就任について、『松岡伝』は年表に記載があるのみで本文では触れられていない。金陵会議は四国会議とも呼ばれるが、土佐藩主導による四国諸藩の連合会議である。明治二年四月に丸亀で第一回会議が開催され、二回目以降は琴平で開催されたため、「琴陵」金陵で金陵会議と呼ばれている。この金陵会議について記された『金陵会議…一名四国会議』には、徳島藩からの参加者欄に「定詰 松岡毅之進⁽⁵⁹⁾」とある。毅之進は康毅の旧称であり、この記載が編纂資料ではあるものの、現時点で判明している康毅に関する最も古い記録である。ちなみに、金陵会議は各藩重役の議員と公議人で構成され、公議人は琴平に駐在させること、また選定は格式に関わらず人材を登用し、至誠憂国の士たるべきこととされた⁽⁶⁰⁾。康毅は「定詰」とあるので、琴平に常駐していたのだが、この駐在中に徳島藩を揺るがす事件が発生した。

庚午事変（稲田騒動）は、徳島藩家老稲田家が藩から独立するという動きを見せたことに対して、憤激した徳島藩士が明治三年五月十三日、稲田家屋敷や重臣の邸宅長屋を襲撃した事件である。この報に接した明治政府は、在京の蜂須賀藩知事の帰藩を許し、事件処理として黒田清綱弾正少弼、田中不二麿中弁を派遣した⁽⁶¹⁾。この騒動発生前の三月より、岩鼻県権知事であった小室信夫は徳島へ派遣されており、この騒動後の五月二十八日に徳島藩大参事となった⁽⁶²⁾。そして、この事件後の五月二十五日、康毅は公務方応援兼文学復読方に任じられた。時期的にみても庚午事変への対応にあたったと考えてよいであろう。

『松岡伝』には、このときの小室信夫との接点が後に康毅の政府への出仕へとつながったことを指摘している⁽⁶³⁾。また、沼正也氏は、後に親密な関係となる田中不二麿が、庚午事変あたりから康毅と接点をもっていることが『松岡伝』に記載が無いことを疑問視し、明治政府の出仕には田中の推薦もあったのではと指摘する⁽⁶⁴⁾。文部行政に関わり、明治四年には岩倉使節団で欧米に派遣される田中が、康毅の司法省出仕に関与できたかは疑問ではあるが、庚午事変の事後処理において、康毅の事務能力を間近で把握できた人物であることは確かである。

『松岡伝』には具体的な記載は無いが、学問所の講師から藩政に関わることとなった最初の経歴である金陵会議の公議人となった実績も、明治政府への出仕と関わりがあるかもしれない。康毅が司法省に出仕した明治四年八月当時、司法卿は空席で土佐藩

（高知藩）出身の佐々木高行が司法大輔、その他判事にも土佐藩出身者が多かった⁽⁶⁵⁾。金陵会議における康毅の事務処理能力を知った土佐藩関係者が、康毅の司法省出仕に何らかの影響を与えた可能性も考えられる。『金陵会議…一名四国会議』の巻末には、参考資料が掲載されているが、主として土佐藩関係の資料なので、今後はこれら資料の中から金陵会議での康毅の動向を追っていきたい。

その後、康毅は明治三年八月に民政局検事助役、十月には徳島藩少属として東京藩庁詰を命じられた。この「徳島藩少属」については、徳島県立図書館所蔵の『明治三年 徳島藩職員録並御分知御家中分限帳』で確認することができた⁽⁶⁶⁾。ただ、東京藩庁詰めの記載は確認できなかった。康毅の上京期日を示す具体的な資料は確認できていない。しかし、康毅が上京した頃と思われる書簡が渡辺家文書で確認できたので紹介しよう。

其已来日増暖氣相成候得者先以

貴家御揃御安康可被遊御座奉賀上候、随而兩人共今月三日無恙東京着仕候間、乍憚御安意思召可被下候、且御地二罷在候節ハ毎時彼は御世話相掛忝奉存候、付而者留主之義種々心配仕候事二而御面倒なから時々御模様御聞せ被仰下候様御頼申上候、又御一家様方江も宜敷被仰述置可被下候、先差早々之事二而申上度義も有之候へ共、尚後便之節迄申留、早々頓首

松岡兩人

尊兄

又々御書面等被下候節ハ徳島西尾其拙殿屋敷内小杉榎村ト
云人江御差出可被下候、又当方之義ハ東京藩邸ニ而松岡康
毅ト上封ニ御書被下、其中下拙康孝ト御改可被下候⁶⁷

この書簡の「松岡兩人」は恐らく康毅、康孝と考えて良いのであろう。今月がいつなのかは不明であるが、兩人を康毅・康孝として、さらに『松岡伝』の明治三年十月九日東京藩庁詰という記述を踏まえるならば、明治三年十月頃の書簡と考えられる。内容は、三日に兩人ともに東京についたこと、徳島でのお世話の御礼と留守の間はときどき状況を知らせて欲しいことなどが記されている。また、文末には、書簡を送る場合、東京藩邸松岡康毅と書いてくれと記していることから、着京後の兩人の連絡先は、しばらくは康毅の勤務先である徳島藩の東京藩邸であった。よって、上京後、松岡兄弟がどこに居住していたのかはこの書簡では不明である。また、渡辺が書簡を出す際には、徳島の西尾其拙屋敷内の小杉榎村に渡す様に伝えている。小杉榎村⁶⁸(一八三四—一九一〇)は西尾家の家臣で、『明治三年 徳島藩職員録並御分知御家中分限帳』によると、この時期、西尾其拙は藩庁掛大属、小杉は権少属であったので、康毅の上司と部下にあたる。小杉は後に教部省、文部省、帝室博物館などに勤め、東京大学講師、東京美術学校教授を歴任、明治三十四年に文学博士となった国学者である⁶⁹。明治初年の段階で小杉と松岡兄弟に接点があったことが書簡

から読み取れる。

康毅上京の日時については他の資料でも補完する必要はあるが、少なくとも康毅は兄康孝とともに上京していたことが本書簡で読み取れる。このあとの康毅は、前述のとおり翌明治四年五月から、山梨県で勤務することとなる。そして、康毅は明治四年五月、徳島藩権大属となり廃藩置県を迎えた。

⑤ 康毅の司法省出仕と三崎町邸宅について

明治四年(一八七二)八月十九日、康毅は司法省に出仕して権大録に任じられた。⁷⁰『司法省沿革略誌』によると、七月に刑部省・弾正台を廃止して司法省が置かれ、八月十日、司法省の卿、輔の職掌が定められた。また、官等十五を設け三等以上を勅任、七等以上を奏任、八等以下を判任とした。⁷¹権大録は八等となるので、康毅の司法省出仕は判任からのスタートであった。『司法省沿革略誌』には康毅の司法省出仕に関する記述は無いが、前日の八月十八日に「東京府所管聴訟、断獄ノ事務ヲ本省ニ属ス 是ニ於テ本省吏員ヲ府庁ニ派シ其事務ヲ執ラシメ十二月二十七日ニ至リ本省内ニ一局ヲ設ケ東京裁判所ト称シ其事務ヲ处理セシム⁷²」とある。つまり、康毅は、東京府の所管であった聴訟、断獄の事務が司法省に移管されたため、その人員として採用されたのではないか。康毅は明治六年七月に司法権少判事として東京裁判所詰を命じられており、明治八年五月には東京裁判所長に就任している。康毅のこの後の経歴を見ても東京裁判所とのつながりが深い。

このように、兄康孝は山梨県で聴訟業務に採用され、康毅も東京の聴訟業務の人員として採用されたとなると、所属は山梨県、司法省と異なるが、ともに地方の聴訟業務で採用されたこととなる。康毅の司法省採用については、小室信夫の推挙などの説があるが⁷²、確たる資料は現在まで確認できていない。しかし、少なくとも兄康孝がまったく縁の無い山梨県の聴訟業務に就いていることをみても、小室信夫などの政府官員から中央・地方の人材募集などの情報を松岡兄弟は得ていたと考えられる。

次に、上京した康毅はどこに在住していたのか。前掲の座談会で康毅令孫康光氏は、神田三崎町に康毅が土地を取得するまでの経緯を次のように語っている。

「祖父が入るまでの経過はよくわからないんですが、最初に祖母と所帯を持ったときは、やはり神田三崎町の、むしろ前の本部へ入る方の角、電車通りから本部へ入る方の横丁ですね。(中略)あの横丁にあった豆腐屋の二階に間借りをしていたらしい。六畳一間かなんかの間借りをしていた、土鍋一つでやり出したと聞かされました」⁷³

康毅は小室信夫の親戚である光子と明治五年八月に結婚している⁷⁴ので、その頃から三崎町の借家で生活していたようである。ちなみに康毅の邸宅となる三崎町一丁目二番地(現・日本大学経済学部本館所在地)について、明治六年十二月の沽券地図による

と、所有者は「平山盛積」となっている⁷⁵。平山盛積は牛久藩士で岩鼻県(現在の群馬県、埼玉県の一部)に出仕したが、廃藩置県後の明治五年十一月に司法省十五等出仕となり、明治九年東京府に移籍して十月に没した⁷⁶。『松岡伝』によると、康毅の母は明治九年八月二十六日、神田三崎町邸で死去と記されており、このときすでに康毅は三崎町一丁目二番地に居住していたとすると、同じ司法省に出仕していた平山盛積から土地を取得したと考えられる。平山は岩鼻県に出仕していたが、康毅と関係が深い小室信夫も岩鼻県権知事を勤めていた時期があるので、小室を通じて接点があったのかもしれない。なお、明治八年十月改の勅奏官職員録⁷⁷では、康毅の住所が「三崎町一丁目二番地」となっていることから、明治六年十二月から明治八年十月の間に康毅はこの土地に居室を構えたと考えられる。

このように、康毅は、上京してほどなく三崎町に居住した。そして、明治二十六年に日本法律学校第二代校長となり、独立校舎の候補地を自身が東京で最も縁のある三崎町に求めたのである。

おわりに

私立大学にとって創立期は重要な意味を持つ。よって、創立者や創立期資料については、どの大学も重点的に調査が進められている。本学でも、学祖山田顕義および創立者十一名については、『日本大学百年史』などの年史でも大きく取り上げられている。しかし、日本法律学校は、創立後まもなく廃校の危機を迎え、卒

業生や講師からの依頼を受けて康毅が校長に就任した。創立からわずか四年後に日本法律学校第二代校長に就任した康毅については、いまだ十分な資料調査が出来ているとはいえない現状である。三崎町に本学最初の校舎が設置されたことは、康毅が明治初年から三崎町に住んでいたことと無関係ではない。つまり、康毅が三崎町に居住した理由を調べることは、本学校舎が三崎町に設置されたことの理由ともいえるのである。このように、日本法律学校から日本大学へと大きく変化を遂げた明治から大正期、校長、学長、総長として本学を牽引していた康毅の事績を調べることは、日本大学史を繕く上でも重要な鍵となる。今回、没後百周年という節目の時期にあたるため、康毅に関する事績のうち、一番の不明部分である司法省出仕までの動向についての関係資料を紹介した。残念ながら断片的な資料情報しか積み重ねることはできていないが、徳島県立文書館の渡辺家文書に含まれている書簡から、康毅、康孝の明治初年の動向を把握できたことは収穫であった。学祖山田顕義、創立者とともに、康毅についても、今後とも継続して調査していきたいと考えている。康毅に関する資料調査は、まだ緒に就いたばかりである。

〔付記〕 徳島県立文書館における資料調査の際、同館徳野隆氏に懇切丁寧に徳島藩資料についてご説明およびご解説をいただいた。ここに記して感謝申し上げる次第である。

註

- (1) 大山卯次郎『松岡康毅先生伝』(大山卯次郎、昭和九年)
- (2) 山田立夫撰『退堂遺稿』(大正十三年序文)
- (3) 同右、序文一―三頁。編纂委員は大山卯次郎ほか十二名。
- (4) 星野通「旧民法典と松岡康毅の身分法論」(『家族法の諸問題 穂積先生追悼論文集』四四九―五〇〇頁、有斐閣、昭和二十七年)
- (5) 山主政幸「松岡康毅と日本大学」(『日本法学』第二十六卷第二号、日本大学法学会、昭和三十五年)
- (6) 高梨公之「松岡康毅先生のことどもⅠ」(『蛮氏の民』所収、新生社、昭和四十年)二三一頁。なお、このエッセイの初出は「民主公論」十三卷五号(昭和三十七年五月)であり、文章中に訪問月は三月とあるので、高梨・山主が松岡家の資料を閲覧したのは、昭和三十七年三月と考えられる。
- (7) 高瀬暢彦氏は、このあたりの経緯について次のように記している。「三十七年三月、高梨公之元総長・故山主政幸法学部教授によって、松岡家から当大学への資料提供が進められ、相当量のものに移管された。しかし、この資料による松岡研究は、山主教授の急逝によって頓挫し、資料の整理もされないまま、散逸の危機にすらあった」(高瀬暢彦編『松岡康毅日記』日本大学精神文化研究所、平成十年、「解説・考証 はしがき」より)。なお、このときに松岡家から寄贈されたと考えられる資料の一部は、現在、日本大学図書館、日本大学図書館法学部分館および広報部広報課に保管されている。
- (8) 沼正也「松岡文書を通じて見た旧民法草案取り調べの一断面」

- (9) 日本大学法学会編『民法学の諸問題』二七〇八八頁、日本大学法学会、昭和三十七年)
- (9) 日本大学広報課『桜門春秋』(昭和五十八年冬号、昭和五十九年春号)。なお、この座談会は、日本大学広報部編『シリーズ学祖・山田顕義研究』第二集(日本大学、昭和六十一年)一六七〇頁に再録されている。
- (10) 日本大学大学史編纂室編『松岡康毅日記』第一巻〜第五巻(日本大学、昭和五十九〜六十三年)
- (11) 高瀬暢彦編『松岡康毅日記』(日本大学精神文化研究所、平成十年)
- (12) 新井勉「明治中期の松岡康毅(一)・(二)」(『日本大学史紀要』第三・四号、平成九・十年、日本大学大学史編纂室)、新井勉「裁判所構成法の施行と司法部の人事(一)・(二)」(『日本大学精神文化研究所編『松岡康毅日記』を使って』(『日本法学』第六十四巻第三・四号、日本大学法学会、平成十・十一年)、新井勉「児島惟謙と松岡康毅―社会史の試み」(『日本大学史紀要』第六号、平成十一年、日本大学広報部大学史編纂課)、末澤国彦「司法省内の派閥と松岡康毅」(『日本大学史紀要』第五号、平成十年、日本大学大学史編纂室)、末澤国彦「松岡康毅にみる儒学の影響についての一考察―藤澤南岳との関係から―」(『日本大学精神文化研究所紀要』第三十一集、日本大学精神文化研究所、平成十二年)、末澤国彦「松岡康毅の拷問廃止意見について」(『日本大学精神文化研究所紀要』第三十二集、日本大学精神文化研究所、平成十三年)、末澤国彦「行政裁判法改正問題と松岡康毅―その研究序説」(『日本法学』第六十八巻第四号、日本大学法学会、平成十五年)、末澤国彦「弁護士法制定審議に見られる松岡康毅の思想について」(『大学史論輯』第十一号、日本大学広報部大学史編纂課、平成二十八年)、高瀬暢彦「松岡康毅の渡欧記録―手記『雑記』に読む―」(『日本大学史紀要』第十号、日本大学総務部大学史編纂課、平成十九年)などがある。
- (13) 高瀬暢彦編『松岡康毅資料(一)』(六)(『日本大学精神文化研究所紀要』第三十集〜第三十五集、日本大学精神文化研究所、平成十一年〜十六年)
- (14) 小川雄翻刻、末澤国彦注記、高瀬暢彦監修「松岡康毅『雑記』(一・二)」(『日本大学史紀要』第十一・十二号、日本大学総務部大学史編纂課、平成二十一年・二十二年)
- (15) 石井正則「天命の人 松岡康毅 ―近代司法の先達・日本大学初代総長の生涯―」(石井正則、平成十六年)。著者の石井氏は東京大学徳島県人会会長を務めた方で、前身となる徳島学生会の初代会長が松岡康毅だったこともあり本書を執筆された。例えば、藤井喬『阿波人物志』(原田春一、昭和四十八年)二一三頁、『日本近現代人名辞典』(吉川弘文館、平成十三年)九七三頁など。
- (17) 註(9)参照。
- (18) 前掲『シリーズ 学祖・山田顕義研究』第二集、一九三頁。なお、同書には犬養毅(こわし)とルビが振られているが、一般的には犬養毅(つよし)であろう。ただ、ここでは(こわし)という読みもあるという意の発言のため、修正せずそのまま掲載した。

- (19) 註(5) 参照。
- (20) 「枢密院文書・枢密院高等官転免履歴書 大正ノ二」(請求番号：枢 00179100、件名番号：007、大正十二年九月五日、国立公文書館蔵)。書籍だと『枢密院高等官履歴』第四卷・大正ノ二(東京大学出版会、平成九年) 一八一頁。
- (21) 前掲『松岡康毅先生伝』一頁。
- (22) 同右、七頁。
- (23) 『日本大学百年史』第一卷(日本大学、平成九年)、三九四頁。
- (24) 松岡家が「中老長谷川家家臣」という記述は、前掲『阿波人物志』でも確認できる。
- (25) 前掲『松岡康毅先生伝』一頁。
- (26) 『嘉永七寅年正月 御家中石高調帳』(徳島県立図書館所蔵呉郷文庫)に「一、同千石 福島本丁 中老 長谷川兵庫」とある。この長谷川兵庫は、年代的に松岡が傅役を勤めた貞誠の父であろう。
- (27) 宮本武史編『徳島藩士譜』下巻(宮本猛、昭和四十八年) 一八頁。
- (28) 中山義純輯、牛田義文訳注『訳注 阿淡藩翰譜(六)』(牛田義文、平成十三年) 一二七～一五八頁及び前掲『徳島藩士譜』下巻、一九～二〇頁を参照。
- (29) 『徳島県史』第三卷(徳島県、昭和四十年) 一一三頁。
- (30) 同右、三四五頁。
- (31) 『阿波人物鑑』(徳島日々新報社、昭和三年) 附録一八七頁。
- (32) 『国史大辞典』六卷(吉川弘文館、昭和六十年)、六七六～六七七頁。
- (33) 前掲『松岡康毅先生伝』九頁。
- (34) 『別冊 徳島県歴史人物鑑』(徳島新聞社、平成六年) 二三八～二九九頁。三好昭一郎氏執筆の項。
- (35) 桑井薫『阿波徳島藩蜂須賀家臣 所領地並石高控』(桑井薫、平成二年)を参照。この書は明治二年における徳島藩家臣団の領地並びに石高を把握するため、「旧高田領取調帳」「淡路國三原郡反別戸数取調書」「淡路國津名郡反別戸数取調帳」の古文書を分類編集して刊行された。
- (36) 前掲、山主「松岡康毅と日本大学」一四〇頁。「この三兄と康毅とは、ともに家政をとったことがあり、かつ司法部任官以後は交際も多く、大きな影響を受けているように思われる。ただしその詳細については資料がない」とある。
- (37) 平成二十五年は大学史編纂課の田測、小松、平成二十九年は小松、松原が、令和五年は広報課(大学史編纂)の松原、凶子が撮影した。
- (38) 『上板町史』下巻(上板町史編纂委員会事務局、昭和六十年) 一一八頁。
- (39) この人物は菊田徳蔵という人で、「壮時から徳島市船場町砂糖商(中一)宮崎商店に勤め、長じて永く支配人たりし人であるから、阿波砂糖の製造元なる板野郡上板方面から阿波郡の砂糖製造家となじみが多く、従って砂糖製造家であつた松岡康毅氏の実父佐右衛門氏や康毅氏の兄なる康孝氏と懇意を重ねたのは当然の事で、佐右衛門氏の行状や康孝氏の行動は最も能く知つて居るのである。」(前掲『阿波人物鑑』附録一八八頁)と記されている。「実父佐右衛門」と記載されているが佐左衛門の誤

- りである。
- (40) 前掲『阿波人物鏡』附録一八八頁。
- (41) 徳島県立文書館所蔵資料、渡辺家文書（ワタナ 00112000）「康孝（書簡・多田喜代蔵より依頼の件）」
- (42) 沼正也氏は康孝夫人「才よ」は渡辺蔵太郎後妻となったと座談会で語っている（前掲『シリーズ 学祖・山田顕義研究』第二集、一七七頁）が、徳島県立文書館所蔵の渡辺家文書に含まれる松岡康孝関係書簡を踏まえると、「才」は蔵太郎の妹（あるいは姉カ）で、康孝死後、実家の渡辺家で過ごしたと考えられる。
- (43) 『山梨県史』第二卷（山梨県史料第二）（山梨県立図書館、昭和三十四年）七〇七頁。「明治四年三月廿一日 徳嶋藩兵一大隊入衛一蓮寺二屯ス兵部省ノ令スル所ナリ」とある。同年六月、徳島藩兵は一中隊を除いて京都に戻った。
- (44) 徳島県立文書館所蔵資料、渡辺家文書（ワタナ 00129000）「康孝（書簡・山梨県辞職 東京にて任官の報告、三月十二日付）」には、先月まで奉職していた山梨県を退職し、東京で滞在している旨が記されているので、山梨県史から司法省出仕までには空白期間があるのかもしれない。
- (45) 徳島県立文書館所蔵資料、渡辺家文書（ワタナ 00110000）「康孝（書簡・司法省十等出仕東京裁判所聴訟掛任命の報告外）」
- (46) 司法省総務局記録課編纂『司法省沿革略誌 自明治元年一月至明治二十一年十二月』（司法省、明治二十二年）、二二頁。
- (47) 『甲府市史』通史編、第三卷近代（甲府市役所、平成二年）一六七頁。脱獄事件については、手塚豊「山梨県大小切騒動並に
- (48) 関係者脱獄事件裁判考」（『法学研究』五九卷第十号、慶應義塾大学法学研究会、昭和六十一年）を参照した。
- 大植四郎『明治過去帳』（東京美術、昭和四十六年、新訂初版）一八九頁。なお、『松岡康毅先生伝』年表七頁には明治十六年に康孝死去の記載があるが、『官報』二八四号（明治十七年六月十一日）に「非職判事松岡康孝ハ一昨九日死去シタル旨届出テタリ」とある。また、前掲『松岡康毅日記』（精神文化研究所版）の明治二十二年六月九日の項に「亡兄康孝君明治十七年今日逝去」とあるので、康孝は明治十七年六月死去で間違いない。
- (49) 康孝の妻「才」の死去については、前掲『松岡康毅日記』（精神文化研究所版）の明治二十三年一月十二日の項に才死去の電報が届いたことが記されている（一五七頁）。
- (50) 「松岡康毅写真帳」（資料No九九〇）に康孝の写真がある。この写真には裏書は無いが、三の丸尚蔵館蔵「明治十二年明治天皇御下命『人物写真帖』で松岡康孝の写真を確認した上で特定した（<https://shozokan.nich.go.jp/collection/object/SZK001469-305>）。
- (51) 前掲『松岡康毅先生伝』年表部分四頁。
- (52) 『徳島県史』第四卷（徳島県、昭和四十年）三一頁。
- (53) 前掲『松岡康毅先生伝』年表部分、二頁。
- (54) 前掲『徳島県史』第四卷、三一三頁。
- (55) 前掲『徳島藩士譜』下巻によると、康毅が学んだのは米本徳次郎貞宜で、嘉永三年相続、三人御扶持方御支配七石、学問所素読方とある（三九四頁）。
- (56) 前掲『松岡康毅先生伝』九一〇頁。

- (57) 同右、一四頁。
- (58) 竹治貞夫編『阿波藩儒家等成立書』(竹治貞夫、昭和五十七年・謄写版) 一二九頁。なお、筆者は碑を実見していないので、今後の調査の課題である。
- (59) 宮地美彦編著『金陵会議…一名・四国会議』(白洋社書店、昭和九年・謄写版) 二七コマ(国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1102557/1/27>) 参照。同書第二版は三六コマに記載がある。
- (60) 同右、二二コマ参照。
- (61) 『太政官日誌』明治庚午第三十四号追録(太政官、明治三年) 一丁
- (62) 『太政官日誌』明治庚午第十四号、(太政官、明治三年) 二、三丁に「三月十二日 小室岩鼻県権知事 林福島県権知事 御用有之徳島表へ被差遣候事」とある。なお、小室信夫の徳島県大参事就任日については太政官日誌では確認できなかった。小室の大参事就任日については、『徳島県史』第五卷(徳島県、昭和四十一年)、一五頁参照。
- (63) 前掲『松岡康毅先生伝』一五頁。
- (64) 前掲『シリーズ 学祖・山田顕義研究』第二集、一八四頁。
「職員録・明治五年五月・官員全書改(司法省)」(請求番号: 職 A00041100、国立公文書館蔵) によると、明治四年時に司法省の判事であった土佐藩出身者には、岡内重俊、島本仲道、尾崎忠治、大庭景孝、小畑美稲、大塚正男、本多高門らがいる。また、後まで友好関係が続く司法大解部の南部甕男も土佐藩出身である。
- (65) 同右、一四頁。
- (66) 桑井薫編『明治三年 徳島藩職員録並御分知御家中分限帳』(桑井薫、平成四年) 四八頁。序文によると、この原本は郷土史研究者の飯田義資氏が高田豊輝氏に恵与し、それを桑井氏が翻刻したとのこと。
- (67) 徳島県立文書館所蔵資料、渡辺家文書(ワタナ 00128000)「松岡兩人(書簡・御機嫌伺い)」。本書簡には差出日の記載が無い。
- (68) 前掲『別冊 徳島県歴史人物鑑』一三四頁。
- (69) 前掲『枢密院高等官履歴』第四卷、一八一頁。
- (70) 前掲『司法省沿革略誌 自明治元年一月至明治二十一年十二月』一四頁。
- (71) 同右、一五頁。
- (72) 前掲『松岡康毅先生伝』一五、一六頁。
- (73) 前掲『シリーズ 学祖・山田顕義研究』第二集、一七一頁。
- (74) 第四大区沽券地図(第四大区二、二小区)、Z H 1 6 6 6、東京都公文書館所蔵(東京都公文書館デジタルアーカイブ、令和五年十二月六日閲覧)。
- (75) 前掲『明治過去帳』六六頁。
- (76) 前掲『松岡康毅先生伝』三頁。
- (77) 「職員録・明治八年十月・職員録(勅奏官)改」(請求番号: 職 A00075100、国立公文書館蔵) 一五一頁。